

令和6年5月  
国 税 庁

「国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第5条第4項、法人税法施行規則第36条の4第6項、地方法人税法施行規則第7条第6項及び消費税法施行規則第23条の4第5項の規定に基づき国税庁長官が定めるファイル形式を定める件の一部を改正する件（国税庁告示第12号）」の概要

- 1 法人税法施行規則の一部を改正する省令（令和6年財務省令第36号）の施行に伴い、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第5条第4項、法人税法施行規則第36条の4第6項、地方法人税法施行規則第7条第6項及び消費税法施行規則第23条の4第5項の規定に基づき国税庁長官が定めるファイル形式を定める件の別表の一部を改正するものである。
- 2 この告示は、令和6年5月31日から適用する。